**津市－三重大学連携・企業成長支援室利用規定**

【目的】

第１条　この規程は、津市－三重大学連携・企業成長支援室運営委員会規約第１０条に基づき、津市－三重大学連携・企業成長支援室（以下「成長支援室」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

【利用者の資格】

第2条　成長支援室を利用することができる者は、以下のいずれかの条件に適合する法人とする。

（１）現在あるいは過去に三重大学のインキュベータ施設に入居し、津市内に事業所が存在すると

ともに、三重大学の教員や産学連携従事者との連携が継続している、もしくは必要な企業等

（２）三重大学との連携によって事業を実施する或いは実施を予定する者で、以下の条件のいずれかを満たす者

　　　①津市内に事業所を有する者

　　　②津市内に事業所設置を予定する者

（３）津市-三重大学連携・企業成長支援室運営委員会（以下「運営委員会」という）

　　　が適当と認めた者

【利用の申請】

第3条　成長支援室を利用する者は、所定の利用申請書等を運営委員会に提出するものとする。

運営委員会は、前項の申請が適当であると認めたときは、これを承認し、その旨を申請者に通知するものとする。

【申請事項の変更】

第4条　前条の承認を得た者（以下「利用者」という。）が、利用申請書等の記載事項を変更する場合には、速やかに運営委員会に届け出て、その承認を得なければならない。

前項の変更の承認については、前条第２項の規定を準用する。

【利用者の責務】

第5条　利用者は、この規程等を順守するとともに、事故、災害等の防止に努めなければならない。

【利用の承認の取り消し等】

第6条　運営委員会は、利用者が前条に違反し、または成長支援室の運営に支障を来したとき若しくはその恐れがあると認められるときは、当該利用の承認を取り消し、または当該利用を停止させることができる。

【利用期間】

第7条　成長支援室を利用することができる期間は、原則として１年以内とする。ただし、運営委員会が特に必要と認めるときは、１年毎の審査により、利用期間を更新することができる。

【利用料】

第8条　利用者は、成長支援室の利用に当たり、利用する期間に応じて以下のように利用料を負担するものとする

（１）年間利用の場合、60,000円※を負担することとし、利用期間開始30日以内に納付することとする。

（２）月単位の利用の場合、5,000円／月※を負担することとし、利用開始7日以内に納付することとする。

※　津市内に事業所を有する法人等の利用料については、年間利用で48,000円、

月単位利用で4,000円／月とする

【管理等】

第9条　利用者は、成長支援室の利用に必要な什器備品等は、備え付けのもの以外は各自で準備するものとする。

利用者の業務に係る什器備品・書類等の管理はすべて会員の自己責任とする。

【原状回復】

第10条　利用者は、成長支援室の利用が終了したとき、または第７条の規定により運営委員会が利用の承認を取り消したときは、施設及び備品等（以下「施設等」という。）を原状に回復し、運営委員会の確認を受けなければならない。

【損害賠償】

第11条　利用者が、故意または重大な過失により施設等を滅失、破損または汚損したときは、その損害に相当する費用を弁償しなければならない。

【報告】

第12条　利用者は、利用期間中は適宜、活動報告書の提出や面談を運営委員会と行わなければならない。

【雑則】

第13条　この規程に定めるもののほか、成長支援室の利用に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

　　附　則

　この規程は令和3年4月1日から施行する。